

\*\*\*\*\*

逗子市では、逗子市立小・中学校に通われているお子さんをお持ちで、経済的な理由により就学させるのが困難な保護者の方に対して、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助しています。児童扶養手当の支給を受けている、世帯全員が非課税である世帯などが援助の対象となります。その他、経済的に就学が困難な世帯は、収入状況、世帯構成など総合的に判断して、認定可否の審査をいたします。

#### 援助の内容

給食費、学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、学校病医療費、学校徴収金等を援助しています。なお、認定の時期や通学距離等によって、援助の対象とならないものもあります。中学校給食費については、小学校の給食及び牛乳給食と同様で実費で援助の対象となります。